

2018. 6. 14 第33回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第33回口頭弁論期日が終わりました。

前回の口頭弁論期日から約3か月経ちました。その間にあったことを振り返ってみます。

去る3月30日に大阪地裁で高浜3, 4号機の運転差止仮処分申し立てを却下する決定が出されました。北朝鮮のミサイル攻撃の危険があるからということが申立の理由でした。大阪地裁は、北朝鮮がこの原発を狙うかどうか、狙ったとしてこの原発付近に着弾するかどうかは明らかでないとして、具体的危険がないとして仮処分を認めませんでした。6月12日に米朝首脳会談が行われ、そこで北朝鮮が完全非核化を約束しましたので、北朝鮮からのミサイル攻撃の危険は遠のいたのかも知れませんが、国際政治は、目まぐるしく変わりますから、危険がなくなったのではありません。

5月18日には、地震学者の瀨瀬一起さんが、ラジオの番組の中で、政府の地震調査研究推進本部が平成28年12月に「震源断層を特定した地震の強振動予測手法」を改正したことに関して、従来、見積もりが過少になっていた可能性があるとして、熊本地震を受けて改正したと明言しました。そして、原子力規制委員会が、従来の方法で大きめのばらつきを考慮しているから地震本部の決めた方法を採用しないとしていることについて、ばらつきの大本にある平均的なものを計算するときの問題点だから、ばらつきを考慮しているからと言ってクリアされる問題ではない」と規制委員会のやり方を批判しました。

6月5日には小泉純一郎元総理大臣の講演会が浜松でありました。平日の昼間にもかかわらず、3000人近い市民が聴講に集まりました。使用済み核燃料の処分方法がないことから、原発は、即時、廃止しなければならないという考えに至ったこと、総理大臣の時は、原発は安全だという原子カムラの説明に騙されていたこと、今や、再生可能エネルギーを使っただけの発電の方が原発よりも安いのだということを知りやすく話されました。

使用済み核燃料の処分に関しては、原子力規制委員会は、乾式貯蔵の際の耐震設計基準案を5月30日に示したとのことです。原子力規制委員会が、最終処分ができないことを認めた訳ではありませんが、それに近い認識を持っていることは窺えます。尤も、乾式貯蔵が一般化されれば、各地の原発のサイトに乾式貯蔵施設が作られることになり、いつまでも使用済み核燃料が原発のサイトに置かれたままになりかねませんので、大きな問題です。

さて、本日の口頭弁論で、私たちは、前回の期日で行った求釈明の申立ての内容

を補足する書面を提出し、中部電力に対し、5号機の工事の際の地盤を掘削した状況が写っている写真の開示を求めました。また、3～5号機の工事の際に地盤を掘削したときの底面の写真の更なる開示も求めました。そして、中部電力が今年2月28日に私たちに開示してきた475枚の写真について、中部電力がこれらの写真を、本件訴訟の訴訟行為に使用する場合以外に第三者に開示することを認めないとしていることを批判し、開示制限を撤回するように求めました。基礎部分の地盤の掘り下げ時の状況の写真は、広く、公開されるべきものです。公開することが原子力事業者の責任ではないでしょうか。中部電力は、すべての写真を公開すべきです。皆様も、中部電力に対し、公開するように求めて頂きたいと考えます。

弁護士 鈴木 敏 弘